

答申第 267 号

平成 17 年 7 月 25 日

神奈川県教育委員会  
委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 13 年 10 月 3 日付けで諮問された県体育指導委員連合会の支出命令票等一部非公開の件(諮問第 208 号)について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

平成 13 年度国民体育大会神奈川県選手団ユニホーム作成事業補助金伺い外 2 件の文書のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。

- ( 1 ) 物品等の作成を受注し納品した特定の合資会社の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称
- ( 2 ) 会費、分担金及び参加費の振込先である特定の社団法人、特定の財団法人、特定の協議会及び特定の県民会議の振込先口座の口座名義人の名称のうち、既に他の部分において公開されている名称

## 2 不服申立人の主張要旨

### ( 1 ) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、平成 13 年 9 月 11 日付けで、平成 13 年度特定の協議会(以下「本件協議会」という。)分担金外 10 件の文書及び通帳並びに平成 13 年度国民体育大会神奈川県選手団ユニホーム作成事業補助金伺い外 2 件の文書(以下「本件請求文書」と総称する。)を一部非公開とした処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める、というものである。

### ( 2 ) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- ア 教育委員会は、本件請求文書に神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第 5 条第 1 号及び第 2 号に該当する部分があるとして、一部非公開決定をしたが、非公開は条例違反であり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。
- イ 個人の情報が記載されている行政文書であっても、条例第 1 条及び第 2 条で定める公開を求める権利を尊重して、個人の情報がみだりに公にされない配慮をすることにより、原則に戻って個人の情報も公開する義務がある。
- ウ 条例第 12 条に定める第三者の意見を求めることなく公開請求権を排除することは条例違反であり、個人の情報の公開も広く行われるべきである。

エ 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

### 3 実施機関（教育庁教育部スポーツ課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

#### (1) 本件行政文書について

本件請求文書のうち一部非公開部分のある文書（以下「本件行政文書」という。）の名称及び非公開情報は、次表のとおりである。

文書の名称	非公開情報
平成 13 年度特定の協議会分担金外 10 件の文書及び通帳	本件協議会に出席した特定の連合会（以下「本件連合会」という。）の会員の住所及び自宅から会議場までの経路（以下「本件会員住所等」と総称する。）
	特定の研究会（以下「本件研究会」という。）の講師の肩書及び氏名（以下「本件講師氏名等」という。）
	本件連合会の部会等（以下「本件部会等」という。）に出席した本件連合会の会員の郵便番号、住所、電話番号及び自宅から会議場までの経路並びに本件連合会の顧問の氏名、郵便番号、住所及び電話番号（以下「本件会員等の郵便番号等」と総称する。）
	特定の県民会議の職員の氏名並びに特定の法人の職員の氏名及び印影（以下「本件県民会議職員の氏名等」と総称する。）
	通帳に記載された銀行担当者の印影（以下「本件銀行担当者の印影」という。）
平成 13 年度国民体育大会神奈川県選手団ユニホーム作成事業補助金伺い外 2 件の文書	特定の合資会社（以下「本件事業者」という。）の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「本件事業者口座情報」と総称する。）
	会費、分担金及び参加費の振込先である特定の社団法人、財団法人、協議会及び県民会議（以下「本件社団法人等」という。）の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「本件社団法人等口座情報」と総称する。）

#### (2) 一部非公開部分について

ア 本件行政文書のうち、次に掲げるものは、特定の個人が識別されることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、非公開とした。

(ア) 本件会員住所等

(イ) 本件講師氏名等

(ウ) 本件会員等の郵便番号等

(エ) 本件県民会議職員の氏名等

(オ) 本件銀行担当者の印影

イ 本件行政文書のうち、本件事業者口座情報及び本件社団法人等口座情報は、公開することにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第5条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、非公開とした。

#### 4 審査会の判断理由

##### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

##### (2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができる」と規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件行政文書に記載された次の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

a 本件会員住所等

b 本件講師氏名等

- c 本件会員等の郵便番号等
- d 本件県民会議職員の氏名等
- e 本件銀行担当者の印影

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 前記ア(イ) a から e までに掲げる情報は、同号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は同号ただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書ア又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

a 本件講師氏名等は、地域スポーツの担い手である体育指導委員の資質向上を目指して、他県において開催された本件研究会における講師の肩書及び氏名である。本件研究会の対象者は体育指導委員であり、一定の者に限定されていることから、不特定多数の人を対象にして開催された研究会とは認められない。

したがって、本件講師氏名等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イには該当しないと判断する。

b 前記ア(イ) a から e までに掲げるその余の情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イには該当しないと判断する。

(エ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

a 本件連合会は市町村ごとに結成された体育指導委員協議会を構成団体として組織されており、会員は体育指導委員協議会に所属する体育指導委員である。体育指導委員は非常勤公務員であるが、本件部会等に出席した本件連合会の会員は体育指導委員の職務として出席したわけではなく、本件連合会の顧問は元体育指導委員であり、現在は非常勤公務員ではないことから、本件会員等の郵便番号

等は、公務員の職務遂行の内容に係る情報とは認められず、同号ただし書ウには該当しないと判断する。

b 前記ア(イ)aからeまでに掲げるその余の情報は、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報とは認められないので、同号ただし書ウには該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第2号該当性について

ア 条例第5条第2号本文該当性について

(ア) 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

(イ) 当審査会が確認したところ、平成13年度国民体育大会神奈川県選手団ユニホーム作成事業補助金伺い外2件の文書には、本件事業者が受注し納品した代金の振込先として本件事業者口座情報が記載され、本件社団法人等に対する会費等の振込先として本件社団法人等口座情報が記載されていることが認められる。

したがって、本件事業者口座情報及び本件社団法人等口座情報は、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報であり、法人等に関する情報であると認められる。

しかしながら、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報は、知らせるべき相手を限定して管理をしていると認められない場合には、これを公開することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。そこで、本件事業者口座情報及び本件社団法人等口座情報の管理状況について検討する。

(ウ) 本件事業者は、写真現像等を扱う一般的な業者であり、その業務態様を見ると、不特定多数の者が顧客となり、代金を振り込むことが通例であり、特定の顧客に限って本件事業者口座情報を知らせるという特段の事情は認められないことから、本件事業者は、不特定多数の者が本件事業者口座情報を知ることを容認しているものと考えられる。

したがって、本件事業者口座情報は、条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。

- (エ) 本件社団法人等口座情報は、本件社団法人等の会費等の振込先として指定する趣旨で記載されたものであることを考慮すると、本件社団法人等口座情報は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであり、不特定多数の顧客に知られることを容認している特段の事情は認められない。

したがって、本件社団法人等口座情報のうち、本件行政文書の他の部分において既に公開されている口座名義人の名称を除く部分については、これを公開することにより、本件社団法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

- イ 条例第5条第2号ただし書該当性について

本件社団法人等口座情報のうち、本件行政文書の他の部分において既に公開されている口座名義人の名称を除く部分は、前記アで述べたとおり、法人等が事業活動を行う上での内部管理事務に関する情報であり、人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報ではないことから、同号ただし書には該当しないと判断する。

- (4) その他

- ア 不服申立人は、個人情報であっても、条例第1条及び第2条で定める公開を求める権利を尊重して、個人情報がみだりに公にされない配慮をすることにより、原則に戻って個人情報も公開する義務があると主張している。

しかしながら、条例第5条第1号は、本文で明白にプライバシーと思われる個人情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とし、同号ただし書アからエまでに該当するものに限って例外的に公開することを明文をもって定めたものと解されることから、不服申立人の主張は認められない。

- イ 不服申立人は条例第12条に定める第三者の意見を求めることなく、公開請求権を排除することは条例違反であると主張しているが、条例第12

条第 1 項は任意的な機会付与を規定したものであり、また、本諮問案件は同条第 2 項には該当しないことから、不服申立人の主張は認められない。

ウ 当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記 2 ( 2 ) エの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。



別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 13 年 10 月 3 日	諮問
10 月 10 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
11 月 5 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
11 月 9 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 17 年 5 月 9 日 ( 第 46 回部会 )	審議
5 月 24 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取
6 月 6 日 ( 第 47 回部会 )	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	首 都 大 学 東 京 教 授	
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成17年7月25日現在)(五十音順)